

61st 報告書 2010.4.1 ▶▶ 2011.3.31

(第61回定時株主総会招集ご通知添付書類)

F I N A N C I A L R E P O R T





代表執行役社長
鈴木 博正

Philosophy

経営理念

みらかグループは、
製品とサービスにおける新しい価値の創造を通じて、
健康で豊かな社会づくりと世界の医療に貢献します。

Contents

株主のみなさまへ	1
(第61回定時株主総会招集ご通知添付書類)	
事業報告	2
連結貸借対照表	22
連結損益計算書	23
連結株主資本等変動計算書	24
貸借対照表	30
損益計算書	31
株主資本等変動計算書	32
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	35
会計監査人の監査報告書	36
監査委員会の監査報告書	37
(ご参考)	
連結財務指標	38
会社概要／株式の状況／所有者別株式の状況／お知らせ	39
新ホームページのご案内	40

株主のみなさまへ

株主のみなさまにおかれましては、ますますご清祥のことと拝察申し上げます。

平素は当社グループに格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびの東日本大震災により被災されたみなさまに心より御見舞い申し上げますと共に、一日も早い復興をお祈りいたします。

さて、ここに第61期（2010年4月1日から2011年3月31日まで）のご報告を申し上げます。当連結会計期間には、景気の回復基調が続く企業業績の改善が進行してまいりましたが、3月の東日本大震災により状況は一変いたしました。3月半ばから、サプライチェーンの混乱や計画停電・電力供給不安による事業活動の停滞と混乱、さまざまな分野での需要抑制の動きが企業活動を直撃する等、先行きの見通しが利かない状況に陥っております。震災からの復興と原発問題の早期収拾により、一日も早い日常への復帰が期待されております。

医療関連産業におきましては、昨年4月の診療報酬のプラス改定以降、医療機関および医療関連産業共に比較的堅調に活動してきたように見受けられます。しかしながら、震災により東北地方の医療機関が被災し、一方で日本全国が緊縮ムードに覆われる中、医療関連産業へも一部影響が見られ、これが次期へ継続するものと考えられます。元々、臨床検査業界では会社間の激しい競争と強い価格低下圧力が継続しておりますので、引き続き厳しい事業環境の中で成長を実現するべく努力を続ける所存です。

さて、このような事業環境の下、当社グループは堅調に事業活動を進めると共に、昨年4月に日本医学臨床検査研究所を、9月にベルギーの臨床検査薬会社Innogenetics社を買収する事により事業規模の拡大と戦略的なポートフォリオの拡充を実現いたしました。その結果、前年同期に比べ増収（売上高）および増益（営業利益・経常利益）となりましたが、一方、当期純利益では、会計基準の変更により計上された資産除去債務費用および、子会社の事業構造改善費用の計上等により減益となりました。

事業別では、受託臨床検査事業は順調に推移し増収・増益となる一方、臨床検査薬事業は前年同期の新型インフルエンザによる製品の売上減を他の製品等で補えきれず微減益となっております。ヘルスケア関連事業では、滅菌事業・治験事業は堅調でしたが他の製品・事業では消長があり、全体では増収・増益となっております。

上記の第61期の結果を踏まえ、昨年5月に発表いたしました新中期計画の基本方針に沿って、新たな製品・サービスの創造とグローバル化の一層の進展を図りつつ、さらなる事業の発展のため経営陣一丸となって取り組んでまいり決意です。

今後とも、株主のみなさまにおかれましては、変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(第61回定時株主総会招集ご通知添付書類)

事業報告 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、欧州における信用不安など懸念材料が見られたものの、先進国では金融緩和政策の効果もあり回復基調を継続しているほか、新興国では好調な輸出を背景として成長を維持しており、全体として成長が続いております。一方でわが国においては、上期に企業業績の回復と政策効果による個人消費の拡大が見られたものの、円高の進行や引き続き雇用不安、さらに本年3月11日に発生した東日本大震災による国民生活及び経済活動への悪影響により、先行きは不透明な状況にあります。

臨床検査業界におきましては、長期にわたる医療費の抑制、医療提供側の経営状況の悪化及び同業他社との競争の激化を反映して、厳しい事業環境が継続しております。

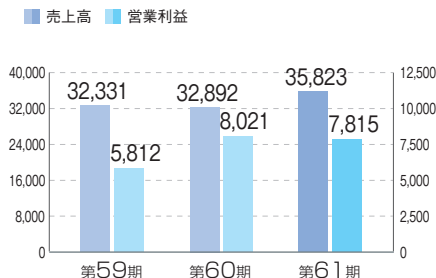
このような環境のなか、当社グループといたしましてはさらなる成長を遂げるための経営諸施策に積極的に取組んでまいりました。

これらの結果といたしまして、当連結会計年度の売上高は165,736百万円（前期比11.2%増）となりました。臨床検査薬事業においてInnogenetics N.V.を子会社化したこと、受託臨床検査事業において株式会社日本医学臨床検査研究所を子会社化したこと、また、ヘルスケア関連事業においてケアレックス株式会社を子会社化したことなどが主要因で増収となりました。利益面では、受託臨床検査事業における増収に伴う利益増などにより、結果として営業利益は21,326百万円（前期比7.7%増）、経常利益21,598百万円（前期比7.0%増）となりました。一方、当期純利益は、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額及びInnogenetics N.V.における人員削減にかかる特別退職金を特別損失に計上したことなどから、11,174百万円（前期比3.6%減）となりました。

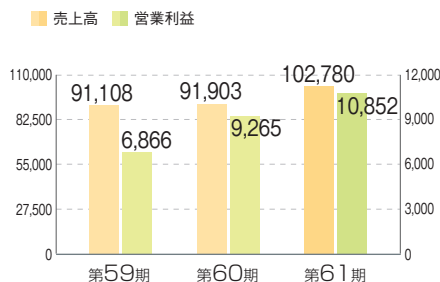
以下、事業別の概況をご報告申し上げます。

		対前期比
売上高	165,736百万円	11.2%増
営業利益	21,326百万円	7.7%増
経常利益	21,598百万円	7.0%増
当期純利益	11,174百万円	3.6%減

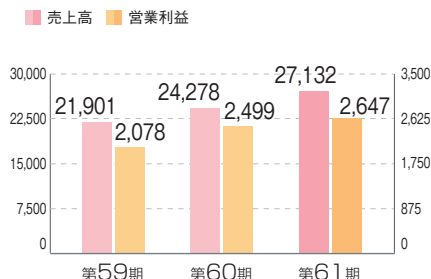
臨床検査薬事業 売上高/営業利益 (単位:百万円)



受託臨床検査事業 売上高/営業利益 (単位:百万円)



ヘルスケア関連事業 売上高/営業利益 (単位:百万円)



臨床検査薬事業

前連結会計年度に見られた新型インフルエンザの流行によるインフルエンザ検査薬の販売増が当連結会計年度には見られなかった一方、Innogenetics N.V.を子会社化したこと、また、海外子会社においてOEM・中間製品の販売が堅調であったことなどから、売上高は増収となりました。

利益面では、国内のCL-EIA系製品及び海外のOEM・中間製品の増収による増益効果が見られたものの、インフルエンザ検査薬の減収による利益減により減益となりました。これらの結果、売上高は35,823百万円（前期比8.9%増）、営業利益は7,815百万円（前期比2.6%減）となりました。

受託臨床検査事業

株式会社日本医学臨床検査研究所を子会社化したこと、また、検査受託が堅調であったことから増収となりました。利益面では、増収に伴う利益増が主要因となり、増益となりました。これらの結果、売上高は102,780百万円（前期比11.8%増）、営業利益は10,852百万円（前期比17.1%増）となりました。

ヘルスケア関連事業

滅菌事業につきましては、継続して受託病院の新規獲得に努めた結果、売上高は13,119百万円（前期比8.2%増）となりました。

治験事業につきましては、引き続き新規案件の獲得に注力した一方、既受注案件の治験の一部に発現遅延が見られたことから、売上高は5,781百万円（前期比1.1%減）となりました。

また、介護関連事業を営むケアアレックス株式会社を平成21年10月に子会社化したことから、増収に寄与しました。

これらの結果、ヘルスケア関連事業の売上高は27,132百万円（前期比11.8%増）、営業利益は2,647百万円（前期比5.9%増）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

①資金調達

特記すべき事項はありません。

②設備投資

a. 当連結会計年度中に完成した主要設備

特記すべき事項はありません。

b. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設・拡充

特記すべき事項はありません。

③吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

ヘルスケア関連事業におきましては、平成22年4月1日付で、グループ内の事業再編の一環として、子会社である日本ステリ株式会社が子会社である九州ステリ株式会社を吸収合併いたしました。

④他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

臨床検査薬事業におきましては、平成22年9月22日付で、子会社である富士レビオ株式会社が、Innogenetics N.V.の全株式を取得し完全子会社といたしました。

受託臨床検査事業におきましては、平成22年4月1日付で、子会社である株式会社エスアールエルが、株式会社日本医学臨床検査研究所の全株式を取得し完全子会社といたしました。

(3) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第58期 (平成20年3月期)	第59期 (平成21年3月期)	第60期 (平成22年3月期)	第61期 (当連結会計年度) (平成23年3月期)
売 上 高 (百万円)	143,299	145,340	149,074	165,736
経 常 利 益 (百万円)	15,456	15,712	20,187	21,598
当 期 純 利 益 (百万円)	8,297	8,709	11,587	11,174
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	137.61	148.64	199.06	191.93
総 資 産 (百万円)	128,575	124,237	137,089	149,082
純 資 産 (百万円)	86,027	87,243	95,362	102,797

(4) 対処すべき課題

臨床検査業界は、国内市場の成長鈍化とグローバル化の進展から、一段と厳しい競争の時期を迎えております。

このような状況のなか、当社グループは、①「競争力の強化」、②「新たな製品/サービスの創出」、③「グローバル事業体制の推進」を基本方針として、国内シェアの拡大とグローバル化の推進に重点的に取組み、これにより中長期的な利益成長の基盤を確立すべく、平成22年5月、平成22年度から平成25年度までの期間を対象とした中期経営計画を策定いたしました。中期経営計画の概要は以下のとおりです。

①臨床検査薬事業

- ・国内におけるCL製品群の販売基盤の確立を短期的な最重要施策と位置付け注力するとともに、同製品群の本格的なグローバル展開のための活動を進めてまいります。
- ・試薬ラインナップのさらなる拡充とシステム機器の開発/改良を推し進め、顧客ニーズに的確に対応してまいります。
- ・中長期的な成長を見据え、新規領域・新規製品群に関する事業開発を強化いたします。

②受託臨床検査事業

- ・開業医市場の拡大と検査技術基盤の変化（自動化・汎用化）に対応し、検査受託体制を集中型から分散型にシフトいたします。これにより開業医市場を含めた幅広い顧客ニーズに対応し、売上高の拡大につなげます。
- ・「標準化」をキーワードとして検査業務の再構築を進め、さらなるコスト競争力の強化に取り組めます。
- ・研究開発体制を充実させ、新たな検査サービスを他社に先駆けて導入することに努めます。これにより先端的な特殊検査から一般検査までのラインナップを充実し、総合的な受託体制を整えます。

③ヘルスケア関連事業

- ・滅菌事業及び治験事業において引き続き事業拡大に努めるほか、各事業の競争力に応じた成長施策を進めてまいります。

④M&A、事業開発の推進

- ・M&Aと新規事業開発を引き続き重点課題として位置付け、既存領域強化と周辺領域開発のためのM&Aに積極的に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成23年3月31日現在）

当社グループは、臨床検査薬の製造・販売、臨床検査の受託とヘルスケア関連を主な事業としております。

(6) 主要な事業所並びに使用人の状況

①主要な事業所（平成23年3月31日現在）

みらかホールディングス株式会社	本社	東京都新宿区
富士レビオ株式会社	本社 支店 研究所 工場	東京都中央区 東京、大阪、名古屋、福岡、仙台 ほか 八王子 八王子、宇部
株式会社エスアールエル	本社 営業所 検査施設	東京都立川市 札幌、東京、名古屋、大阪、福岡 ほか 八王子、北海道、金沢、静岡、愛知、大阪、 福岡 ほか
株式会社テイエフビー	本社	東京都豊島区
Fujirebio America, Inc.	本社	米国
Fujirebio Diagnostics, Inc.	本社	米国
Innogenetics N.V.	本社	ベルギー
株式会社日本医学臨床検査研究所	本社	京都府久世郡久御山町
日本ステリ株式会社	本社	東京都千代田区
株式会社エスアールエル・メディサーチ	本社	東京都新宿区

②使用人の状況（平成23年3月31日現在）

セグメントの名称	使用人数（名）
臨床検査事業	1,237 (142)
受託臨床検査事業	2,856 (2,987)
ヘルスケア関連事業	1,207 (2,236)
全社（共通）	20 (1)
合計	5,320 (5,366)

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社（共通）」は、当社の就業人員であります。

(7) 重要な子会社の状況

会社名	出資比率	主要な事業内容
富士レビオ株式会社	100.0%	臨床検査薬事業
株式会社エスアールエル	100.0%	受託臨床検査事業
株式会社テイエフビー	100.0% (間接所有)	臨床検査薬事業
Fujirebio America, Inc.	100.0% (間接所有)	持株会社
Fujirebio Diagnostics, Inc.	100.0% (間接所有)	臨床検査薬事業
Innogenetics N.V.	100.0% (間接所有)	臨床検査薬事業
株式会社日本医学臨床検査研究所	100.0% (間接所有)	受託臨床検査事業
日本ステリ株式会社	100.0% (間接所有)	滅菌事業
株式会社エスアールエル・メディサーチ	100.0% (間接所有)	治験事業

(注) Fujirebio America, Inc.は、Fujirebio Diagnostics, Inc.の株式を100%保有する持株会社であります。

(8) 主要な借入先及び借入額（平成23年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	800 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	700
株式会社三井住友銀行	300
株式会社北陸銀行	100
日本生命保険相互会社	100
明治安田生命保険相互会社	50
合計	2,050

(9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要施策の一つとして位置付けており、連結配当性向を重視しつつ、中長期的な業績及び財務状況の見通しをも総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本としております。

内部留保金は、中長期的な成長につながる事業投資として、主に研究開発及び事業基盤強化・拡充のための資金に充当してまいります。

平成23年5月25日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 1,805百万円
- ・ 配当金の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 31円
- ・ 基準日 平成23年3月31日
- ・ 効力発生日 平成23年6月2日

次期配当金につきましては、1株につき年間70円を予定しております。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 株式に関する事項（平成23年3月31日現在）

株式の状況

①発行可能株式総数 200,000,000株

②発行済株式の総数 58,466,766株

(注) 1. 前事業年度末に比し、新株予約権の行使により24,900株増加しております。

2. 1単元の株式数は、100株であります。

3. 上記には、自己株式233,937株を含んでおります。

③株主数 6,223名

④上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
T A I Y O F U N D , L . P .	3,618,300株	6.21%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	3,028,169株	5.20%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,716,800株	4.67%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,358,800株	4.05%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,132,155株	3.66%
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	2,000,737株	3.44%
メロンバンク エヌエーアズ エージェント フォー イッツ クライアント メ ロ ン オ ム ニ バ ス ユ ー エ ス ペ ン シ ョ ン	1,975,402株	3.39%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,972,573株	3.39%
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エ ス エ ル オ ム ニ バ ス ア カ ウ ン ト	1,628,160株	2.80%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	1,626,438株	2.79%

(注) 1. 持株比率は、自己株式233,937株を除いて計算しております。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）の持株数は、信託業務に係るものです。

3. 株式会社みずほ銀行の持株数には、株式会社みずほ銀行が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式2,131,500株（持株比率3.66%）を含んでおります。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項（平成23年3月31日現在）

決議年月日	平成18年6月27日
新株予約権の数	260個
保有人数 当社取締役及び執行役（社外役員を除く） 当社社外取締役（社外役員に限る）	7名 4名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 26,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 2,995円
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成24年6月30日
新株予約権の主な行使条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時に、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役、執行役員又は従業員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由（転籍、会社都合による退職もしくは辞任を含む。）がある場合は新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権の分割行使はできないものとする。（新株予約権1個を最低行使単位とする。）</p> <p>その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定める。</p>

決議年月日	平成19年6月26日
新株予約権の数	263個
保有人数 当社取締役及び執行役（社外役員を除く） 当社社外取締役（社外役員に限る）	7名 4名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 26,300株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 2,571円
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成25年6月30日
新株予約権の主な行使条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時に、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由（転籍、会社都合による退職もしくは辞任を含む。）がある場合は新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権の分割行使はできないものとする。（新株予約権1個を最低行使単位とする。）</p> <p>その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定める。</p>

決議年月日	平成20年6月24日
新株予約権の数	163個
保有人数 当社取締役及び執行役（社外役員を除く）	6名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 16,300株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 2,644円
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成26年6月30日
新株予約権の主な行使条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時に、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由（転籍、会社都合による退職もしくは辞任を含む。）がある場合は新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権の分割行使はできないものとする。（新株予約権1個を最低行使単位とする。）</p> <p>その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定める。</p>

決議年月日	平成21年6月23日
新株予約権の数	170個
保有人数 当社取締役及び執行役（社外役員を除く）	6名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 17,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 2,400円
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月1日 至 平成27年6月30日
新株予約権の主な行使条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時に、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由（転籍、会社都合による退職もしくは辞任を含む。）がある場合は新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権の分割行使はできないものとする。（新株予約権1個を最低行使単位とする。）</p> <p>その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定める。</p>

決議年月日	平成22年6月23日
新株予約権の数	230個
保有人数 当社取締役及び執行役（社外役員を除く）	9名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 23,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 2,746円
新株予約権の行使期間	自 平成24年7月1日 至 平成28年6月30日
新株予約権の主な行使条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時に、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由（転籍、会社都合による退職もしくは辞任を含む。）がある場合は新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権の分割行使はできないものとする。（新株予約権1個を最低行使単位とする。）</p> <p>その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定める。</p>

(2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

決議年月日	平成22年6月23日
新株予約権の数	1,349個
交付された者の人数 当社従業員 当社子会社取締役 当社子会社従業員	2名 49名 70名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 134,900株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 2,746円
新株予約権の行使期間	自 平成24年7月1日 至 平成28年6月30日
新株予約権の主な行使条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時に、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由（転籍、会社都合による退職もしくは辞任を含む。）がある場合は新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権の分割行使はできないものとする。（新株予約権1個を最低行使単位とする。）</p> <p>その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定める。</p>

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（平成23年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役	鈴木博正	—	富士テレビオ株式会社 代表取締役会長 株式会社エスアールエル 取締役
取締役	小川眞史	—	株式会社エスアールエル 代表取締役社長
取締役	徳光達生	—	株式会社エスアールエル 取締役会長
取締役	加藤善曠	—	
取締役	工藤志郎	—	富士テレビオ株式会社 専務取締役 株式会社エスアールエル 常務取締役
取締役	油井直次	—	
取締役	服部暢達	—	
取締役	金子恭規	—	

- (注) 1. 油井直次氏、服部暢達氏、金子恭規氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、油井直次氏、服部暢達氏、金子恭規氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 渡邊芳樹氏は、平成22年6月23日開催の第60回定時株主総会において取締役に就任し、同年8月20日付で辞任いたしました。
4. 当社の委員会体制については次のとおりであります。

指名委員会	委員長	服部暢達
	委員	鈴木博正、金子恭規
監査委員会	委員長	油井直次
	委員	加藤善曠、金子恭規
報酬委員会	委員長	服部暢達
	委員	鈴木博正、加藤善曠、油井直次、金子恭規

(2) 執行役の状況（平成23年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表執行役	鈴木博正	社長	(1)取締役の状況参照
代表執行役	小川眞史	専務、社長補佐	(1)取締役の状況参照
執行役	徳光達生	会長、内部統制担当	(1)取締役の状況参照
執行役	田澤裕光	専務、 総務・人事、法務兼CSR担当	株式会社エスアールエル 取締役副会長
執行役	工藤志郎	財務担当	(1)取締役の状況参照
執行役	関口博之	経営企画兼IR広報担当	株式会社エスアールエル・メディサーチ 代表取締役社長
執行役	小山剛史	社長補佐	富士レビオ株式会社 代表取締役社長
執行役	芦原義弘	R&D担当	富士レビオ株式会社 常務取締役 株式会社先端生命科学研究所 代表取締役社長
執行役	上田昌夫	IT担当	株式会社エスアールエル 取締役

(3) 当事業年度に係る取締役及び執行役ごとの報酬等の総額

区分	人数（名）	報酬等の額（百万円）	摘要
取締役	6	54	—
執行役	9	302	—
計	15	357	—

- (注) 1. 当社は、執行役を兼務する取締役に對しては取締役としての報酬は支給していないため、取締役に執行役を兼務する取締役は含まれておりません。
2. 上記の報酬等の額には執行役に対する業績連動型報酬111百万円が含まれております。
3. 上記の報酬等の額に含まれる代表執行役2名に対する当事業年度報酬額は合計103百万円であります。
4. 代表執行役を含む執行役9名は、事業会社の役員を兼務しており、別途76百万円の役員報酬が支払われております。
5. 上記の報酬等の額には、ストック・オプション（平成20年6月24日開催の第58回定時株主総会決議、平成21年6月23日開催の第59回定時株主総会決議及び平成22年6月23日開催の第60回定時株主総会決議）による報酬額12百万円（執行役9名に対し12百万円）が含まれております。

(4) 報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する事項

報酬委員会は、当社の取締役・執行役が受ける個人別の報酬決定に関する方針を以下のとおり決定し、この方針に従い取締役・執行役が受ける個人別の報酬等の額等を決定するものであります。

①報酬体系

当社の取締役・執行役が受ける報酬については、グループ経営等に対する責任の範囲・大きさを踏まえ、職責に応じた確定金額報酬を中心に支給し、退任時に退職慰労金は支給しない。業績連動型報酬については、売上高、経常利益、キャッシュ・フロー等を業績判定基準とし、その達成状況に応じて変動させる。

取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬を支給する。

②取締役報酬

取締役については、各取締役の職務内容を鑑みて、無報酬または確定金額報酬、業績連動型報酬及びストックオプションの組み合わせとして定める。その支給水準については、経済情勢、当社の状況、各取締役の職務の内容を参考にして相当と思われる金額を限度とする。

社外取締役の報酬については、定められた確定金額報酬及びストックオプションの組み合わせに加え、監督活動の頻度・時間に応じた報酬を加味して支給する。

③執行役報酬

執行役については、各執行役の職務内容を鑑みて、確定金額報酬、業績連動型報酬、ストックオプションの組み合わせで定める。その支給水準については、経済情勢、当社の状況、各執行役の職務の内容を参考にして相当と思われる金額を限度とする。

(5) 社外役員の主な活動状況

①取締役会及び各委員会への出席状況（出席回数／当事業年度中の開催回数）

区 分	氏 名	取締役会	指名委員会	監査委員会	報酬委員会
取 締 役	油 井 直 次	16/16	—	18/18	11/11
取 締 役	服 部 暢 達	16/16	8/8	—	11/11
取 締 役	金 子 恭 規	16/16	5/5	18/18	6/6
取 締 役	渡 邊 芳 樹	4/4	2/2	2/4	3/3

- (注) 1. 取締役 金子恭規氏は、平成22年8月20日付で指名委員会委員及び報酬委員会委員に就任したため、両委員会については就任以降の出席状況となります。
2. 取締役 渡邊芳樹氏は、平成22年6月23日開催の第60回定時株主総会において取締役に就任し、同年8月20日付で辞任したため、就任以降辞任までの出席状況となります。

②当事業年度における主な活動の状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	油 井 直 次	監査委員会委員長としての職務を遂行するとともに、取締役会においては、主に業務執行状況、内部統制システムの確保、業務規程の改定等についての議案・審議等につき必要な発言を行っております。また、監査委員会においては適宜必要な発言を行っております。
取 締 役	服 部 暢 達	指名委員会委員長としての職務を遂行するとともに、平成22年8月20日以降は報酬委員会委員長としての職務を遂行しております。また、取締役会においては、必要に応じ、経営戦略・事業戦略の観点から、議案・審議等につき必要な発言を行っております。
取 締 役	金 子 恭 規	取締役会において、海外で培われた医療分野における先端技術等の専門的見地及び経営戦略の観点から、議案・審議等につき必要な発言を行っております。また、監査委員会においては適宜必要な発言を行っております。
取 締 役	渡 邊 芳 樹	平成22年6月23日から平成22年8月20日付で取締役を辞任するまでの間、報酬委員会委員長としての職務を遂行するとともに、取締役会においては、必要に応じ、保険・年金に関する行政に従事された経験に基づく幅広い見識から、議案・審議等につき必要な発言を行いました。また、監査委員会においては適宜必要な発言を行いました。

(6) 責任限定契約に関する事項

当社は、平成18年6月27日開催の第56回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

・社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金200万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(7) 当事業年度に係る社外役員の報酬等の総額

区 分	人数 (名)	報酬等の額 (百万円)	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等の額 (百万円)
社 外 役 員	5	42	—

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

①当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	152百万円
②上記①の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	149百万円
③上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	33百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の子会社のうち、株式会社日本医学臨床検査研究所は、公認会計士法第2条第1項以外の業務である財務情報開示に係る助言・相談業務の対価を支払っております。
3. 当社の子会社のうち、Fujirebio America, Inc.、Fujirebio Diagnostics, Inc.、台富製薬股份有限公司及びInnogenetics N.V.につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の合意に基づき監査委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会にて、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査委員会は、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性及び効率性等を勘案し、再任もしくは不再任の検討を毎年実施いたします。会計監査人の不再任に関する株主総会の議案の内容を決定した場合、監査委員会が選定した監査委員は、株主総会にてその議案について必要な説明をいたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を経営上の重要な課題として認識しており、経営における透明性の向上と迅速かつ適正な意思決定につながる経営機構の確立に努めております。

そのため、当社は、平成17年6月27日より委員会設置会社、同年7月1日よりグループを統轄する純粋持株会社に移行しております。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システム整備の状況等

①会社の機関

監督と執行の明確な分離と事業を迅速に運用できる執行体制の確立並びにグループ会社統治の高度化を目的として委員会設置会社の経営形態を採用し、法令に基づき、指名委員会、監査委員会、報酬委員会を設置しております。

取締役会は毎月1回以上開催され、各委員会からの報告、執行役からの業務執行状況及び経営目標の達成状況の報告を受け、タイムリーな経営情報の把握／監督が行われております。また、取締役8名のうち3名を社外取締役とし、各分野の有識者を招聘しております。

②内部統制システムの整備状況

当社は下記の基本方針に基づき、内部統制を整備しております。

1) 経営の基本方針

当社は、以下の経営理念と経営方針を企業経営の基本方針とする。

<経営理念>

みらかグループは、製品とサービスにおける新しい価値の創造を通じて、健康で豊かな社会づくりと世界の医療に貢献します。

<経営方針>

イ) 顧客ニーズに応えることを最優先とし、高品質な商品、情報、サービスを提供します。

ロ) 環境保全に万全を尽くし、地域社会との良好な関係維持に努めます。

ハ) 社員一人ひとりの個性を伸ばし、公平な機会と公正な評価による働きがいのある明るい職場づくりを目指します。

ニ) 誠実で健全な経営を行い、ステークホルダーの信頼に応えます。

2) 行動指針

当社は、企業グループとして、また、当社で働く全ての役員及び社員が守るべき規範を役員・社員が日々の活動の中で具体化できるよう、みらか企業行動指針を定め、役員・社員が日々の企業活動の中で実践するよう努めます。

3) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会に直属する組織として監査委員会事務局を設け、監査委員会の職務を補助すべき使用人は、監査委員会事務局に所属する使用人とする。

4) 前号の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

・ 監査委員会事務局の使用人は、監査委員の指示に従い行動するものとする。

・ 監査委員会事務局の使用人の任免、人事考課・異動等の処遇及び予算配分等については、あらかじめ監査委員会に説明し、事前承認を得るものとする。

5) 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

監査委員会には、必要に応じて委員以外の者を出席させ、法令に定める事項のほか、主に以下の事項の報告を求めることができる。

イ) 当社グループの内部統制に関わる部門の活動概要

ロ) 当社グループの重要な会計方針・会計基準及びその変更

ハ) 重要開示書類の内容

ニ) その他、当社社内規程に規定された報告事項

6) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・ 監査委員は、以下の各号に定める権限を有する。

イ) 他の取締役、執行役及び支配人その他の使用人に対してその職務の執行に関する事項の報告を求める権限

ロ) 当社の業務及び財産の状況を調査する権限

- ハ) 監査委員会の権限を行使するため、必要に応じて、当社の子会社もしくは連結子会社に対して事業の報告を求め、又は当社の子会社もしくは連結子会社の業務及び財産の状況を調査する権限
- 二) その他、法令の範囲で、監査に関し監査委員会が必要と認める権限
- ・ 監査委員会の求めに応じて監査委員会に出席する取締役、執行役及び使用人は、監査委員会に対し、監査委員会が求めた事項について説明しなければならない。
- ・ 監査委員会の指名した監査委員は、必要に応じて、グループ会社も含めた会社の重要な会議に出席できる。
- 7) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 子会社・関連会社管理規程及び子会社役員の責任及び権限についての取り決めに基づき、子会社の運営・管理を実施し、子会社の業務の適正を確保する。
- ・ 以下の内容を骨子とした管理体制を構築し、企業集団における業務の適正を確保する。
 - イ) 当社及び主要事業子会社を対象範囲とする。
 - ロ) 業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守を目的とする。
 - ハ) リスク管理規程に基づき、企業集団のリスクマネジメントを推進する。
- 二) 主要業務プロセスのフローチャートを事業子会社も含め策定し、業務の標準化を図るとともに、適切なリスク対応を実施する。
- ホ) 内部監査部門による内部統制システムの監査を実施する。
- ・ 定期的に各グループ会社における内部統制部門間での報告及び意見交換を行い、また、監査委員会とグループ会社の監査役との連携強化を図る目的で、定期的な監査連絡会を開催する。
- 8) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 各執行役は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、職務執行文書管理規程に従い適切に保存及び管理を行う。
- 9) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 「リスク管理規程」及び「リスク管理委員会規程」に基づき、リスク管理システムを構築し、これをリスク管理委員会が推進することにより損失の危険を管理する。
- 10) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 各執行役は、執行役職務分掌規程に基づき職務を遂行する。
- ・ 各執行役は、執行役会規程に基づき執行役会において、必要な協議及び報告を行う。
- 11) 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ みらか企業行動指針により、企業の構成員として守るべき規範を明示するとともに、企業行動委員会は企業行動委員会運営規程に基づき、執行役及び使用人の職務の執行が法令、定款及びみらか企業行動指針に適合するために必要な施策を実施する。
- ・ 企業行動委員会は、企業内の違法行為等を早期に発見し、対応するために内部通報体制を整備し運営する。
- ・ 内部監査部門は、内部監査規程に基づき、内部監査を実施する。

③内部監査及び監査委員会監査の状況

内部監査部門（当社の内部監査部門（4名）が各事業会社の内部監査部門を統括）は、経営及び業務の適法性、的確性及び効率性を確保すべく、内部監査規程に基づく内部監査を行うとともに、同規程に基づき内部統制の独立的評価を定期的に行つ

ており、その結果及びその後のフォローアップ状況について担当執行役を介して取締役会及び監査委員会へ報告が行われております。

監査委員会は委員3名、事務局員1名で構成され、各委員は執行役会、開示委員会、リスク管理委員会等の主要会議に出席するとともに、内部監査部門、事業会社監査役会との定期的な連絡会を実施し、必要に応じ直接業務の執行状況を監査しており、その活動結果は定期的に取り締役に報告されております。また、監査委員会は会計監査人から、期初の監査計画、期中の監査の状況、期末監査の結果等について説明、報告を求めるなど、定期的な意見交換を行っております。

内部統制については、当社の内部統制推進部門（3名）が各事業会社の内部統制推進部門を統括し、当社グループの内部統制の整備、運用を推進しており、内部監査部門の定期的な内部統制評価を受けるとともに、定期的な連絡会を実施しており、その内容は監査委員会事務局により監査委員会に報告されております。

④会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、堤佳史氏、伊集院邦光氏であり、有限責任監査法人トーマツに所属し、当社監査委員会監査と会計監査の相互連携により会計監査業務を行っております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、会計士補等14名であります。

⑤社外取締役との関係

当社の社外取締役は3名であります。

社外取締役油井直次氏は、経営コンサルタントとして企業経営に対する幅広い知識と見識を有し、長年にわたる豊富かつ多彩な経験を当社の経営に活かしていただける専門家であり、当社の社外取締役として適任であります。

社外取締役服部暢達氏は、国際企業戦略について大学院で教鞭をとられている教授であり、企業経営における経営戦略・事業戦略の視点より、当社経営陣に対して独立の立場で意見をいただける専門家であり、当社の社外取締役として適任であります。

社外取締役金子恭規氏は、医師としての専門的な知識や経験を有し、かつ、長年にわたり海外で培われた医療分野における先端技術に対する見識は、当社の企業経営にとって不可欠な要素であり、当社の社外取締役として適任であります。

なお、上記社外取締役3名と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。また、社外取締役油井直次氏が代表取締役を務める油井アソシエイツ株式会社並びに社外取締役金子恭規氏が代表を務めるスカイライン・ベンチャーズ社と当社との間には、いずれも人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

上記のとおり、当社は、社外取締役の客観性、中立性及び専門性を重視し、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、会社が社会において果たす役割を公正に認識し、経営者の職務執行が妥当なものであるかを監督するとともに、幅広い分野の知識、経験を経営に活用するなどの観点から社外取締役を選任しており、上記各取締役はガバナンス上、経営から独立した役割をはたすことが期待されております。

なお、社外取締役3名は取締役会を通じて、内部監査、内部統制評価、監査委員会監査、会計監査人による監査の状況の報告を受け適宜意見を述べるとともに、うち2名が、監査委員会委員として内部監査部門、子会社監査役会及び子会社監査役との定期的な連絡会を実施しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第3号にいう、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）

当社取締役会は、当社株式の買付提案等を受け入れるかどうかは、最終的には、当社株主のみなさまの判断に委ねられるべきものであり、当社株主のみなさまが適切な判断を行うためには、当社株式の買付け等が行われようとする場合に、当社取締役会を通じ、当社株主のみなさまに十分な情報が提供される必要があると考えます。

そして、対価の妥当性等の諸条件、買付けが当社グループの経営に与える影響、買付者による当社グループの経営方針や事業計画の内容等について当社株主のみなさまに十分に把握していただく必要があると考えます。

しかし、当社株式の買付け等の提案の中には、会社や株主に対して買付けに係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付けに応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分又は不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する恐れをもたらすものも想定されます。

このような企業価値・株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えています。

当社は、平成19年5月23日に開催された当社取締役会において、以上の内容を当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針とすることを決定いたしました。

II. 基本方針の実現に資する取組み

当社では、中期経営計画の着実な実行、積極的な株主還元、及びコーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化を通じて、企業価値・株主共同の利益の向上に取り組んでいます。以下に掲げるこれらの取組みは、上記Iの基本方針の実現に資するものと考えています。なお、以下に掲げる取組みは、その内容から、株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、会社役員の地位の維持を目的とするものでないことは、明らかであると考えています。

1. 中期経営計画の実行を通じた企業価値・株主共同の利益の向上の取組み

昨今、臨床検査業界は国内市場の成長鈍化とグローバル化の進展から、一段と厳しい競争の時期を迎えております。

このような状況のなか、当社グループは、①「競争力の強化」、②「新たな製品/サービスの創出」、③「グローバル事業体制の推進」を基本方針として、国内シェアの拡大とグローバル化の推進に重点的に取組み、これにより中長期的な利益成長の基盤を確立すべく、平成22年5月、平成22年度から平成25年度までの期間を対象とした中期経営計画を策定いたしました。中期経営計画の概要は「1. 企業集団の現況に関する事項(4) 対処すべき課題」に記載のとおりです。

2. 積極的な株主還元を通じた企業価値・株主共同の利益向上の取組み

当社では、将来の経営環境の変化と潜在的な成長機会への投資に備え、必要な内部留保を充実させながら、配当と自己株式取得を中心に株主のみなさまに積極的な利益還元を図っていくことを目標としています。

3. コーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化を通じた企業価値・株主共同の利益向上の取組み

当社では平成17年6月より委員会設置会社に移行し、監督と執行を明確に分離し、業務執行を迅速に展開できる執行体制を確立

しております。コーポレート・ガバナンス体制の観点からは、取締役8名のうち3名を独立性の高い社外取締役とし、法令に従って監査委員会、報酬委員会、指名委員会を設置してさらなる経営の透明性確保、公正性の向上を目指した取組みを継続しています。インセンティブ・報酬の観点からは、企業価値・株主共同の利益を向上させることを最重要課題と位置付け、執行役に対する業績連動型報酬制度を導入するとともに、業績との連関が高くない退職慰労金制度を廃止し、また株主のみならずと執行役その他従業員の利益を共有化する目的からストックオプション制度を導入しております。これら執行役・取締役に対する報酬は有価証券報告書、事業報告にて開示させていただいております。その他、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けた施策として、株主のみならずが適切な議決権行使をしていただく時間を確保する目的から招集通知を株主総会の3週間以上前に発送するとともに、株主総会集中日を回避するなど、さまざまな施策を実施しています。また、これら適切なガバナンス体制の維持・強化の重要性から、内部統制システムの基本方針を定め、監査委員会による監査体制の強化、子会社・関連会社を含めた管理規程の整備を進め企業集団における業務の適正を確保するための体制を構築するなど、さらなる整備強化を進めております。

Ⅲ. 当社株式等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の非継続について

当社は、平成19年6月26日開催の第57回定時株主総会において株主のみならずから承認を得た上で、「当社株式等の大規模買付行為への対応策」（以下、「本対応策」といいます。）を導入していたところですが、本対応策の有効期間は、平成22年6月開催予定の定時株主総会の終結時までとなっております。

本対応策の導入後、当社は、平成19年5月に策定いたしました第二次中期経営計画を着実に実行する等、「グローバルなライフサイエンス企業」としての企業価値・株主共同の利益の継続的な向上に努めてまいりました。当社によるこのような施策の実行は、株主のみならずからも評価いただいているものと認識しております。

他方、近時、株式の大規模買付行為に対し、株主のみならずによる適切な判断やこれに資する取締役会による交渉、意見形成、代替案立案等の機会に必要な情報と時間を確保することの意義について、一定のコンセンサスが形成されてきているところであり、そのような理解に基づいて、株式等の大規模買付行為に関する法制度の整備も一部実現しているところであるため、株主のみならずが大規模買付行為について適切に判断するための情報と時間を確保するという本対応策の目的は、一定程度担保されるに至っているものと認識しております。

このような諸状況を勘案し、本対応策の継続の是非について慎重に検討を進めてまいりました結果、当社は、平成22年5月11日開催の取締役会において、本対応策を継続しないことを決定いたしました。

なお、当社は、本対応策の非継続後も引き続き、当社株式等に対する大規模買付行為があった場合には、当社及び当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために、積極的な情報収集とその適切な開示に努めるほか、法令及び定款の範囲内で、必要に応じ株主のみならずの意思を確認しつつ、その時点における適切な対応をしております。

Ⅳ. 上記の取組みが上記Ⅰの基本方針に沿うものであり、株主共同利益を損なうものではないこと、会社役員地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

上記の取組みは、当社の財産を最大限に活用し、収益の維持・向上に必要な内部留保の確保と株主のみならずへの利益還元の適正な配分を図り、また、適切なコーポレート・ガバナンス体制の維持・強化を図るものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に資するものであります。したがって、上記の取組みは、基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表 (平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	83,845	流動負債	32,505
現金及び預金	15,740	支払手形及び買掛金	9,497
受取手形及び売掛金	30,384	短期借入金	1,984
リース投資資産	756	1年内償還予定の社債	290
有価証券	17,800	リース債務	749
商品及び製品	4,515	未払金	5,753
仕掛品	4,319	未払法人税等	3,610
原材料及び貯蔵品	4,060	繰延税金負債	62
繰延税金資産	2,971	賞与引当金	4,199
その他	3,557	その他の他	6,358
貸倒引当金	△261	固定負債	13,779
固定資産	65,237	社債	485
有形固定資産	34,015	長期借入金	237
建物及び構築物	12,334	リース債務	1,640
機械装置及び運搬具	1,804	繰延税金負債	1,517
工具、器具及び備品	7,075	退職給付引当金	6,011
土地	8,838	資産除去債務	640
リース資産	2,286	その他の他	3,246
建設仮勘定	1,675	負債合計	46,284
無形固定資産	21,341	(純資産の部)	
のれん	9,172	株主資本	103,925
リース資産	46	資本金	7,703
ソフトウェア	4,603	資本剰余金	23,425
その他	7,517	利益剰余金	73,297
投資その他の資産	9,881	自己株式	△500
投資有価証券	1,550	その他の包括利益累計額	△1,466
繰延税金資産	4,293	その他有価証券評価差額金	△40
その他	4,201	為替換算調整勘定	△1,425
貸倒引当金	△164	新株予約権	338
資産合計	149,082	純資産合計	102,797
		負債純資産合計	149,082

連結損益計算書 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(単位：百万円)

科目		金額	
売上	高価		165,736
売上	原価		104,313
販売費及び一般管理費	総利益		61,423
営業利益	営業利益		40,097
営業外収益	営業外収益		21,326
受取利息	受取利息	28	
受取配当金	受取配当金	29	
保険配当金	保険配当金	114	
受取貸付料	受取貸付料	62	
業務受託料	業務受託料	66	
保険解約返戻金	保険解約返戻金	63	
その他	その他	199	564
営業外費用	営業外費用		
支払利息	支払利息	88	
賃貸費用	賃貸費用	43	
為替差損	為替差損	43	
持分法による投資損失	持分法による投資損失	8	
投資事業組合運用損	投資事業組合運用損	45	
その他	その他	63	292
経常利益	経常利益		21,598
特別利益	特別利益		
固定資産売却益	固定資産売却益	15	
投資有価証券売却益	投資有価証券売却益	7	
子会社清算益	子会社清算益	22	
その他	その他	5	50
特別損失	特別損失		
固定資産除却損	固定資産除却損	207	
固定資産売却損	固定資産売却損	0	
投資有価証券評価損	投資有価証券評価損	104	
事業構造改善費用	事業構造改善費用	857	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	765	
その他	その他	434	2,369
税金等調整前当期純利益	税金等調整前当期純利益		19,279
法人税、住民税及び事業税	法人税、住民税及び事業税	8,034	
法人税等調整額	法人税等調整額	70	8,105
少数株主損益調整前当期純利益	少数株主損益調整前当期純利益		11,174
当期純利益	当期純利益		11,174

連結株主資本等変動計算書 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成22年3月31日 残高	7,666	23,388	65,732	△ 491	96,294
連結会計年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	37	37			75
剰余金の配当			△ 3,609		△ 3,609
当期純利益			11,174		11,174
自己株式の取得				△ 9	△ 9
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	37	37	7,564	△ 9	7,631
平成23年3月31日 残高	7,703	23,425	73,297	△ 500	103,925

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
平成22年3月31日 残高	62	△ 1,264	△ 1,202	270	95,362
連結会計年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					75
剰余金の配当					△ 3,609
当期純利益					11,174
自己株式の取得					△ 9
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 102	△ 160	△ 263	67	△ 195
連結会計年度中の変動額合計	△ 102	△ 160	△ 263	67	7,435
平成23年3月31日 残高	△ 40	△ 1,425	△ 1,466	338	102,797

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 33社

主要な連結子会社

富士レビオ株式会社、株式会社エスアールエル、株式会社ティエフビー、Fujirebio America, Inc. (米国)、Fujirebio Diagnostics, Inc. (米国)、Innogenetics N.V. (ベルギー)、株式会社日本医学臨床検査研究所、日本ステリ株式会社、株式会社エスアールエル・メディサーチ

(新規) 17社 Innogenetics N.V. (ベルギー)、株式会社日本医学臨床検査研究所、他15社 (株式の取得による)

(除外) 1社 九州ステリ株式会社 (合併による)

② 非連結子会社の数 3社

Fujirebio Europe BV (オランダ)、他2社

③ 非連結子会社について、連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用関連会社の数 2社

株式会社H S N、株式会社あすも臨床薬理研究所

② 持分法を適用していない非連結子会社 (Fujirebio Europe BV (オランダ)、他2社) 及び関連会社 (フジ・エス・シー・パイオ株式会社、他3社) は、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分) 及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日) を適用しております。なお、これによる損益への影響はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

なお、事業年度の末日が連結決算日と異なる連結子会社 (Innogenetics N.V. (ベルギー)、他9社) は、決算日を3月末に変更しております。決算期変更の経過期間となる当事業年度は、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法 (定額法)

その他有価証券

時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 主として移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資 (金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの) については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

b. デリバティブ

時価法

c. たな卸資産

商品・原材料・貯蔵品

主として移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

製品・仕掛品

主として総平均法による原価法 (貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産 (リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は原則として定率法を採用し、在外連結子会社は定額法によっております。

ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) については、定額法によっております。

また、連結子会社であります富士レビオ株式会社の工具、器具及び備品のうち、機器システムリース用検査機器等については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物及び構築物	6~50年
機械装置及び運搬具	4~15年
工具、器具及び備品	2~20年

b. 無形固定資産 (リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定額法を採用

し、在外連結子会社については、見積耐用年数に基づく定額法によっております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- c. リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- d. 長期前払費用
当社及び国内連結子会社は支出の効果が及ぶ期間で均等償却しており、在外連結子会社については、定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

- a. 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- b. 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込引当額を計上しております。
- c. 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、過去勤務債務（債務の減額）については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年又は10年）による定額法により費用処理しております。
また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年又は10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

④重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受

取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

⑤その他連結計算書類作成のための重要な事項

a. 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約及び通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建輸出入取引
通貨スワップ	外貨建輸出入取引
金利スワップ	借入金

ハ. ヘッジ方針

内規に基づき、為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

原則として、実需に基づくものを対象としてデリバティブ取引を行っており、投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、個別取引毎のヘッジ効果を検証しております。ただし、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する元本・利率・期間等の重要な条件が同一の場合は、ヘッジ効果が極めて高いことから、ヘッジの有効性の判断は省略しております。

b. 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社等の資産・負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益・費用は、期中平均相場により円貨に換算し、為替差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

c. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その個別案件毎に判断し、20年以内の合理的な年数で定額法により償却を行っております。

d. 消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

e. 当連結会計年度より、「会社法」（法律第74号 平成21年7月10日）及び改正後の「会社計算規則」（法務省令第37号 平成22年11月25日）に基づいて、連結計算書類を作成しております。

(5)連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

①重要な会計方針の変更

a. 資産除去債務に関する会計基準の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ60百万円、税金等調整前当期純利益は826百万円減少しております。

b. 企業結合に関する会計基準等の適用

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、「研究開発費に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

②表示方法の変更

（連結損益計算書）

a. 当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年3月27日 平成21年法務省令第7号）を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示しております。

b. 前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「受取賃貸料」は、当連結会計年度において、営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。なお、前連結会計年度における「受取賃貸料」の金額は44百万円であります。

c. 前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「保険解約返戻金」は、当連結会計年度において、営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しました。なお、前連結会計年度における「保険解約返戻金」の金額は7百万円であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 80,738百万円

(2)保証債務

下記のとおり銀行借入債務及びリース債務等に対し、保証を行っております。

保証先	保証額
(有) タニモト	39百万円
(医) 春秋会	8百万円
Fujirebio Europe BV	0百万円
計	48百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

事業構造改善費用

事業構造改善費用は、在外子会社における特別退職金等であります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 58,466,766株

(2)配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年5月25日 取締役会	普通株式	1,804	31	平成22年 3月31日	平成22年 6月2日
平成22年11月4日 取締役会	普通株式	1,804	31	平成22年 9月30日	平成22年 12月2日
計		3,609			

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成23年5月25日開催の取締役会において、普通株式の配当に関する事項について次のとおり決議を予定しております。

- a. 配当金の総額 1,805百万円
- b. 配当の原資 利益剰余金
- c. 1株当たり配当額 31円
- d. 基準日 平成23年3月31日
- e. 効力発生日 平成23年6月2日

(3)当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 463,300株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針です。デリバティブは、外貨建債権・債務に係る将来の為替レートの変動を回避する目的で包括的な為替予約取引及び通貨スワップ取引を利用し、また借入金の金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程、売掛金管理細則等に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況等を定期的に把握する体制としています。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。なお、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日です。

借入金及び社債は、主に営業取引に係る資金調達であり、主に固定金利によるものです。

デリバティブは、金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引、外貨建債権・債務に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引を利用します。デリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い国内銀行であるため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと判断しております。また、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません((注2)参照)。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	15,740	15,740	—
(2) 受取手形及び売掛金	30,384	30,384	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	800	800	—
資産計	46,925	46,925	—
(1) 支払手形及び買掛金	9,497	9,497	—
(2) 短期借入金	1,984	1,986	2
(3) 1年内償還予定の社債	290	294	4
(4) 未払法人税等	3,610	3,610	—
(5) 社債	485	482	△2
(6) 長期借入金	237	239	1
負債計	16,105	16,111	6
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金 (1年以内返済予定長期借入金を除く)、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金 (1年以内返済予定長期借入金)、(6) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 1年内償還予定の社債、(5) 社債

これらの社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	595
譲渡性預金	17,800
投資事業組合出資金	154

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1)1株当たり純資産額	1,759円48銭
(2)1株当たり当期純利益	191円93銭

7. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	30,809	流動負債	23,860
現金及び預金	8,492	短期借入金	1,900
売掛金	90	未払金	22
有価証券	17,800	未払費用	113
前払費用	10	未払法人税等	13
繰延税金資産	87	預り金	21,002
未収収益	1	前受収益	746
関係会社短期貸付金	2,598	その他	61
未収入金	1,718	固定負債	782
その他	10	長期借入金	150
固定資産	48,578	長期前受収益	632
有形固定資産	49	負債合計	24,642
建物	12	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	35	株主資本	54,408
建設仮勘定	1	資本金	7,703
無形固定資産	1,263	資本剰余金	23,425
ソフトウェア	1,244	資本準備金	23,425
その他	19	その他資本剰余金	0
投資その他の資産	47,265	利益剰余金	23,779
関係会社株式	38,846	利益準備金	928
関係会社長期貸付金	8,078	その他利益剰余金	22,851
その他	340	別途積立金	13,250
資産合計	79,388	繰越利益剰余金	9,601
		自己株式	△ 500
		評価・換算差額等	△ 1
		その他有価証券評価差額金	△ 1
		新株予約権	338
		純資産合計	54,745
		負債純資産合計	79,388

損益計算書 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		
受取配当金	8,543	
経営指導料	1,032	9,575
営業費用		1,073
営業利益		8,502
営業外収益		
受取利息	103	
受取賃貸料	28	
その他の	32	164
営業外費用		
支払利息	21	21
経常利益		8,645
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	2	
義援金	10	12
税引前当期純利益		8,632
法人税、住民税及び事業税	1	
法人税等調整額	△24	△23
当期純利益		8,655

株主資本等変動計算書 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金			
平成22年3月31日残高	7,666	23,388	0	23,388	928	13,250	4,555	18,733	△ 491	49,295
事業年度中の変動額										
新株の発行 (新株予約権の行使)	37	37		37						75
剰余金の配当							△ 3,609	△ 3,609		△ 3,609
当期純利益							8,655	8,655		8,655
自己株式の取得									△ 9	△ 9
自己株式の処分			0	0					0	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	37	37	0	37	-	-	5,046	5,046	△ 9	5,112
平成23年3月31日残高	7,703	23,425	0	23,425	928	13,250	9,601	23,779	△ 500	54,408

	評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成22年3月31日残高	△ 0	270	49,565
事業年度中の変動額			
新株の発行 (新株予約権の行使)			75
剰余金の配当			△3,609
当期純利益			8,655
自己株式の取得			△ 9
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△ 1	67	66
事業年度中の変動額合計	△ 1	67	5,179
平成23年3月31日残高	△ 1	338	54,745

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
-----	--

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	8～18年
工具、器具及び備品	5～20年

②無形固定資産

定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③長期前払費用

支出の効果が及ぶ期間で均等償却

(3)引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
-------	--

(4)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5)その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理
税抜方式によっております。

(6)会計方針の変更

（資産除去債務に関する会計基準の適用）

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基

準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ0百万円、税引前当期純利益は3百万円減少しております。

(7)表示方法の変更

（損益計算書）

前事業年度まで区分掲記しておりました「業務受託料」（当事業年度は10百万円）は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示することにしました。

2. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額	304百万円
(2)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	106百万円
短期金銭債務	21,015百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	9,575百万円
営業費用	16百万円
営業取引以外の取引高	138百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	233,937株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
繰越欠損金	1,133百万円
その他	8百万円
繰延税金資産小計	1,142百万円
評価性引当額	△1,054百万円
繰延税金資産合計	87百万円
繰延税金資産の純額	87百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他、事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	富士レジオ(株)	4,252 百万円	臨床検査薬事業	直接100%	経営指導 役員の兼任 4人	経営指導料の受取 配当金の受取 資金の貸付 資金の貸付・預り 利息の受取 利息の支払	348 1,700 11,500 - 89 0	売掛金 - 短期貸付金 長期貸付金 預り金 - -	30 - 2,300 8,050 1,360 - -
子会社	(株)エスアールエル	11,027 百万円	受託臨床検査事業	直接100%	経営指導 役員の兼任 6人	経営指導料の受取 配当金の受取 資金の預り 利息の支払	684 6,843 - 4	売掛金 - 預り金 未払費用	59 - 13,660 0
子会社	(株)ティエフビー	214 百万円	臨床検査薬事業	間接100%	資金の預り	資金の預り 利息の支払	- 0	預り金 -	1,425 -
子会社	(株)日本医学臨床検査研究所	80 百万円	受託臨床検査事業	間接100%	資金の預り 役員の兼任 1人	資金の預り 利息の支払	- 0	預り金 -	1,128 -
子会社	日本ステリ(株)	240 百万円	滅菌事業	間接100%	資金の預り	資金の預り 利息の支払	- 0	預り金 -	1,001 -

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 経営指導料については、当社より提示した料率を基礎として、毎期交渉の上、決定しております。

3. 取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 当社と子会社との間の資金の貸付及び預りについては、キャッシュ・マネジメントシステムにより当社が一元管理しており、日々資金の貸付、預りが行われています。従って、取引金額としての把握が困難であることから、期末の残高のみを記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1)1株当たり純資産額	934円30銭
(2)1株当たり当期純利益	148円68銭

9. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成23年5月17日

みらかホールディングス株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堤 佳 史 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊集院 邦 光 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、みらかホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みらかホールディングス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成23年5月17日

みらかホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堤 佳 史 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊集院 邦 光 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、みらかホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第61期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役ならびに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と関係の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び執行役（及び主要な使用人等）の職務執行の状況、ならびに会社の業務及び財産の状況を調査しました。

また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びそれらの附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容ならび取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月25日

みらかホールディングス株式会社 監査委員会

監査委員 油井直次 ㊟

監査委員 加藤善曠 ㊟

監査委員 金子恭規 ㊟

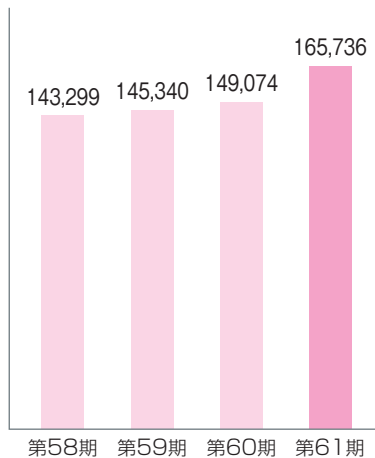
(注) 監査委員 油井直次及び金子恭規は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

(ご参考)
連結財務指標

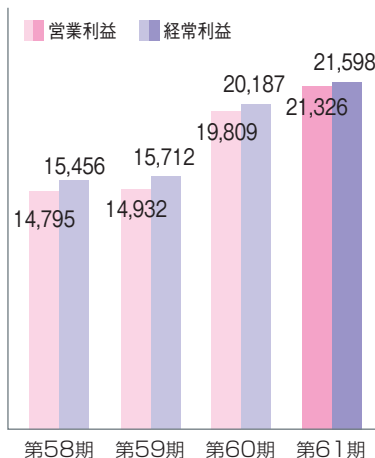
売上高

(単位:百万円)



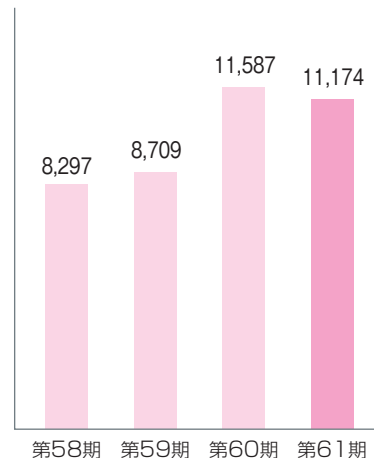
営業利益/経常利益

(単位:百万円)



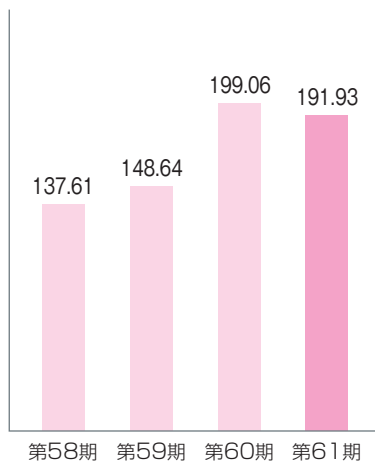
当期純利益

(単位:百万円)



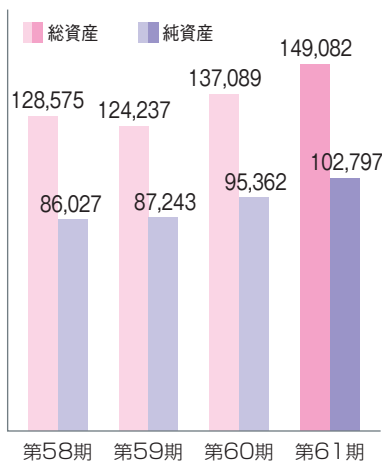
1株当たり当期純利益

(単位:円)



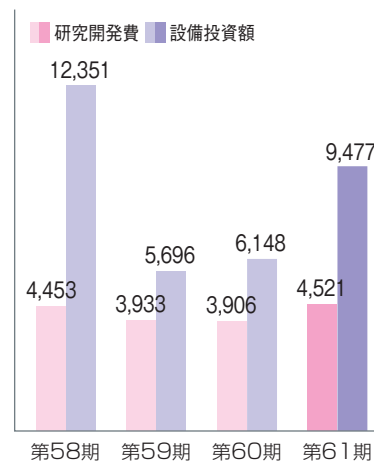
総資産/純資産

(単位:百万円)



研究開発費/設備投資額

(単位:百万円)



(ご参考)

会社概要 (平成23年3月31日現在)

社名	みらかホールディングス株式会社
本社所在地	〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル20F TEL：03-5909-3335(代表)
資本金	7,703百万円
経営体制	委員会設置会社
従業員数	5,320名(連結)

株式の状況 (平成23年3月31日現在)

発行可能株式総数	200,000,000株
発行済株式の総数	58,466,766株
1単元の株式数	100株
株主数	6,223名

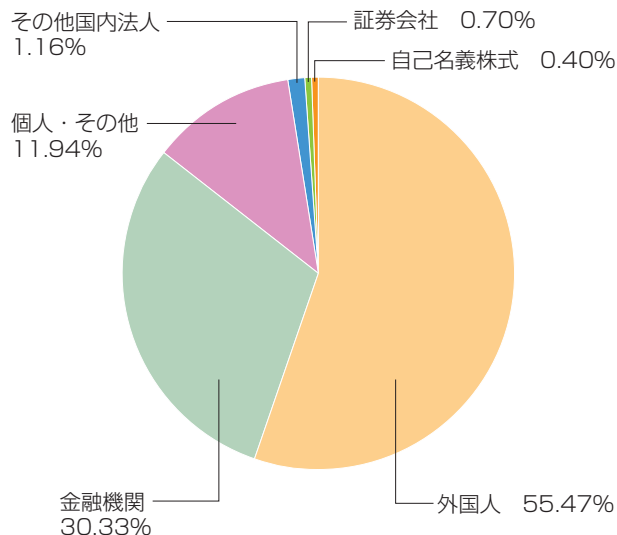
■お知らせ

個人投資家向けIRセミナー

2011年7月9日(土)、東京証券会館 8Fホール(東京都中央区)で開催される「朝日新聞×会社四季報 第2回 個人投資家向けIRセミナー」(主催：朝日新聞社広告局、東洋経済新報社マーケティング局)に参加いたします。

※セミナーの詳細につきましては参加者募集サイト(<http://www.kojin-ir.jp>)をご覧ください。

所有者別株式の状況 (平成23年3月31日現在)



新ホームページのご案内

弊社ホームページを2011年2月21日にリニューアルしましたので、ご案内申し上げます。

新ホームページでは株主・投資家のみなさまにより詳しく当社の事業内容や業績、株式情報等を知っていただくために、株主・投資家情報を充実し、個人投資家のみなさま向けのページも新設いたしました。

今後も随時情報を更新し、より分かりやすいホームページを目指してまいります。

URL: <http://www.miraca-holdings.co.jp/>

株主メモ

事業年度	毎年4月1日～翌年3月31日
剰余金の配当基準日	3月31日（中間配当を行う場合は9月30日）
定時株主総会	毎年6月下旬
単元株式数	100株
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
事務取扱場所	東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
公告方法	電子公告（ http://www.miraca-holdings.co.jp/ ） ただし、やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行います。

	証券会社に口座をお持ちの場合	特別口座の場合
郵便物送付先 電話お問い合わせ先	お取引の証券会社になります。	〒168-8507 東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 0120-288-324（フリーダイヤル） みずほ信託銀行株式会社 本店および全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 本店および全国各支店
お取扱店		
ご注意	未払配当金の支払、支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問い合わせ先・お取扱店をご利用ください。	単元未満の買取・買増以外の株式売買はできません。 電子化前に名義書換を失念してお手元に他人名義の株券がある場合は至急ご連絡ください。

—お知らせ—

2011年6月13日より未払配当金のお支払いについては、株式会社みずほ銀行本店および全国各支店でもお取扱いが可能になります。

みらかホールディングス株式会社

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-24-1 エステック情報ビル 20F

お問い合わせ：IR 広報グループ TEL 03-5909-3337

<http://www.miraca-holdings.co.jp/>

